

名古屋高等裁判所刑事第一部 御中

名張毒ぶどう酒事件第8次再審請求 一刻も早い再審開始・証拠開示 奥西勝さんの釈放を求める要請書

貴裁判所に第8次再審申立をした「名張毒ぶどう酒事件」は、すでに事件発生から半世紀以上が経過し、高齢の奥西勝さんは八王子医療刑務所で数度にわたる危篤状態を乗り越え、今もなお獄中から無実の叫びを発し続けています。

最高裁判所が2013年10月16日に下した第7次再審の特別抗告棄却決定は、弁護団の主張を全く検討することなく、初めから奥西勝さんが有罪であるという結論ありきの不当決定でした。「疑わしきは被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則に真っ向から反し、奥西勝さんの命の重みを軽んじた、あるまじき決定です。「人権の砦」たる司法がこの不当決定を放置することは許されません。

この事件の一审無罪判決と第7次再審請求審の再審開始決定だけでも確定死刑判決に合理的な疑いを生じさせるに充分ですが、さらに、これまでの長い審理の結果を虚心に踏まえれば、奥西勝さんが無実であることは明らかです。奥西勝さんにのみ犯行機会があったとされたのは「検察官の並々ならぬ努力」による事件関係者の一斉供述変更の結果でした。しかも、そもそもその犯行機会とされた「空白の10分間」自体が存在しないのです。死刑判決の唯一の根拠となった王冠の歯痕鑑定は偽造鑑定であり、奥西勝さんが捜査機関によって強制された「自白」は、毒物混入時など根幹部分で変遷があり、多くの不自然・不合理な点があって全く信用できません。そして、事件で使われた農薬は「ニッカリンT」ではありませんでした。この誰がみても明らかでない罪事件について、ただ裁判所のみが自らの誤りを頑なに認めようとせず、そのために奥西勝さんは半世紀以上命を弄ばれているのです。裁判所は即刻自らの誤りを正すべきです。

また、近時相次ぐ再審無罪事件や無実が明らかとなった多くのえん罪事件は、捜査機関の不正（義）がえん罪の原因となっていることを如実に示しました。名張毒ぶどう酒事件でも、歯痕鑑定のねつ造はもとより、奥西勝さんの無実を示す多くの証拠が依然隠されたままです。本件の真実究明には、隠されている証拠を開示させることが急務であり、この点貴裁判所の責任は重大です。

奥西勝さんは、生命の危機に瀕しながら裁判のやり直しを求めています。死刑判決から44年以上の長きにわたって拘置が続けられていることは人道的見地からも許されません。2014年1月には88歳となり、雪冤のために残された時間はわずかしかなりません。奥西勝さんの「命」あるうちの救済がどうしても必要です。

貴裁判所が司法の役割を全うされることを強く求め、以下のとおり要請します。

- 1 名張毒ぶどう酒事件の再審を一刻も早く開始すること。
- 2 隠された証拠をただちに開示させること。
- 3 奥西勝さんを即刻釈放すること。

氏名	住所

201 年 月 日

〔取り扱い〕

えん罪名張毒ぶどう酒事件 愛知・奥西勝さんを守る会

日本国民救援会愛知県本部

〒460-0011 名古屋市中区大須4-14-57 山岸ビル4階

TEL 052-251-2625 Fax052-251-8736

救援新聞

1958年6月10日

第三種郵便物認可